

議案第五十九号

三朝町の休日定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町の休日定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年七月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年七月二十拾日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町の休日を守る条例の一部を改正する条例

三朝町の休日を守る条例（平成元年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成四年九月一日から施行する。